平成27年6月1日から

# 「危険行為を繰り返す自転車 運転者に対する講習制度』 がスタート!

自転車の運転者が、道路における交通に危険を生じさせるおそれのある 危険行為をして2回以上検挙された場合、都道府県公安委員会からそ の自転車運転者に対し、自転車運転者講習の受講が命じられます。

# ○講習制度の流れ

自転車運転中に 危険行為を 反復して行う (3年以内に2回以上)



## 3ヶ月以内に受護

講習手数料:5,700円(標準額

5万円以下の罰金

※危険行為の詳細は裏面をご覧ください。 **>>>** 



# 自転車安全利用5則 」を守って安全に自転車を利用しましょう。

- 1. 自転車は車道が原則、 歩道は例外
- 2. 車道は左側を通行
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4. 安全ルールを守る
  - ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ○夜間はライトを点灯
  - ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5. 子どもはヘルメットを着用

## 歩道通行が可能な場合とは

- ○道路標識などで指定された場合
- ○13歳未満の子ども 70歳以上の高齢者 身体の不自由な方
- ○車道または交通の状況からみて やむを得ないとき

平成 27 年自転車マナーアップスローガン 『自転車は マナーとルールが 両輪です』



(一財) 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

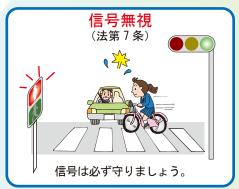


危険行為の 詳細は裏面を ご覧ください。



# 『自転車運転者講習制度』

# 対象となる『危険行為』



# 通行禁止違反 (法第8条第1項) 道路標識等により通行を禁止されている

道路を進行してはいけません。

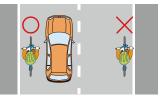
#### 歩行者用道路における 車両の義務違反(徐行違反) (法第9条)



自転車の通行が認められている歩行者用 道路を通行する場合は、歩行者に注意し て徐行しましょう。

#### 通行区分違反

(法第17条第1項、第4項又は第6項)



自転車は車道の左側を通行しましょう。

### 路側帯通行時の

歩行者の通行妨害 (法第17条の2第2項)





自転車が通行できる路側帯を通行する場 合は、歩行者の通行を妨げないような速 度と方法で進行しましょう。

## ゃ断踏切立入り

(法第33条第2項)



遮断機が降り始めたら(警報機が鳴って いる間) 踏切内に進入してはいけません。

### 指定場所一時不停止等

(法第 43 条)

- 時停止が指定されている場所では、 停止線の直前で確実に一時停止しま しょう。

#### 歩道通行時の通行方法違反 (法第63条の4第2項)



歩道の車道寄りの部分を徐行しましょ う。歩行者の通行を妨げることになると 一時停止しましょう。

#### 制動装置(ブレーキ) 不良自転車運転

(法第63条の9第1項)



·キ(制動装置)の整備された 自転車を運転しましょう。

### 酒酔い運転

(法第65条第1項)



酒に酔って運転してはいけません。

## 安全運転義務違反

★赤色TSマークの補償 目転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとして

(法第70条)



ルールを守って安全運転を! ハンドル、ブレーキその他の装置 を確実に操作し、他人に危害を及 ぼさないような速度と方法で運転 をしましょう。

#### ★その他の危険行為

交差点の安全進行義務違反等

交差点優先車妨害等

環状交差点 安全進行義務違反等 (法第37条の2)

傷害補償 ●死亡

#### 被害者見舞金

(法第36条)

(法第37条)

●重度後遺障害 補 (1~4級) 内

(一律) 100 万円

●入院加療 15 日以上 の傷害

(一律) 10万円

#### 賠償責任補償

●死亡

●重度後遺障害 (1~7級)

限度額 5,000 万円

●入院加療 15 日以上 の傷害

(一律) 10 万円



# 広島県警察(一財)広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター